

行政説明 3

(児童福祉関連施策)

1. 社会的養護の推進について

社会的養護の充実

○平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

○これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに 対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

平成23年の主な実施事項

- 4月**
 - ・ 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
 - ・ 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（同上）
 - ・ 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮訳を作成周知（同上）
- 6月**
 - ・ 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日）
- 7月**
 - ・ 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
 - ・ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備の通知（7月27日）
- 8月末**
 - ・ 5種別の施設運営指針及び里親等養育指針の策定、第三者評価ガイドラインの改正、里親支援の充実について、6つのワーキングによる検討を開始
- 9月**
 - ・ 社会的養護の課題と将来像に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
 - ・ 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
 - ・ 社会的養護の施設の第三者評価の義務化
 - ・ 親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
 - ・ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- 10月**
 - ・ 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
 - ・ 児童福祉施設最低基準の条例委任化の基準の策定（10月7日公布）
- 12月**
 - ・ 措置延長の積極的活用、措置継続、再措置等の実施の通知（12月28日）

平成24年の当面の予定

- 2月**
 - ・ 施設長研修の第1回実施（5種別合同2/28,29、情短2/9,10）
- 3月末**
 - ・ 施設運営指針及び里親等養育指針の策定
 - ・ 社会的養護の第三者評価基準のガイドラインの改定
 - ・ 里親委託ガイドライン等の改正（里親支援等関係）
 - ・ ファミリーホームの要件の明確化
- 4月～**
 - ・ 平成24年度予算事項の実施
 - ・ 人員配置の引上げ
 - ・ 家庭的養護の推進
 - ・ 里親委託・里親支援の推進
 - ・ 被虐待児童等のケアの充実
 - ・ 自立支援の充実
 - ・ 第三者評価の義務化の施行
 - ・ 児童虐待防止等のための親権制度改正の施行（民法及び児童福祉法）

里親支援の体制の充実方策について

(1) 里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

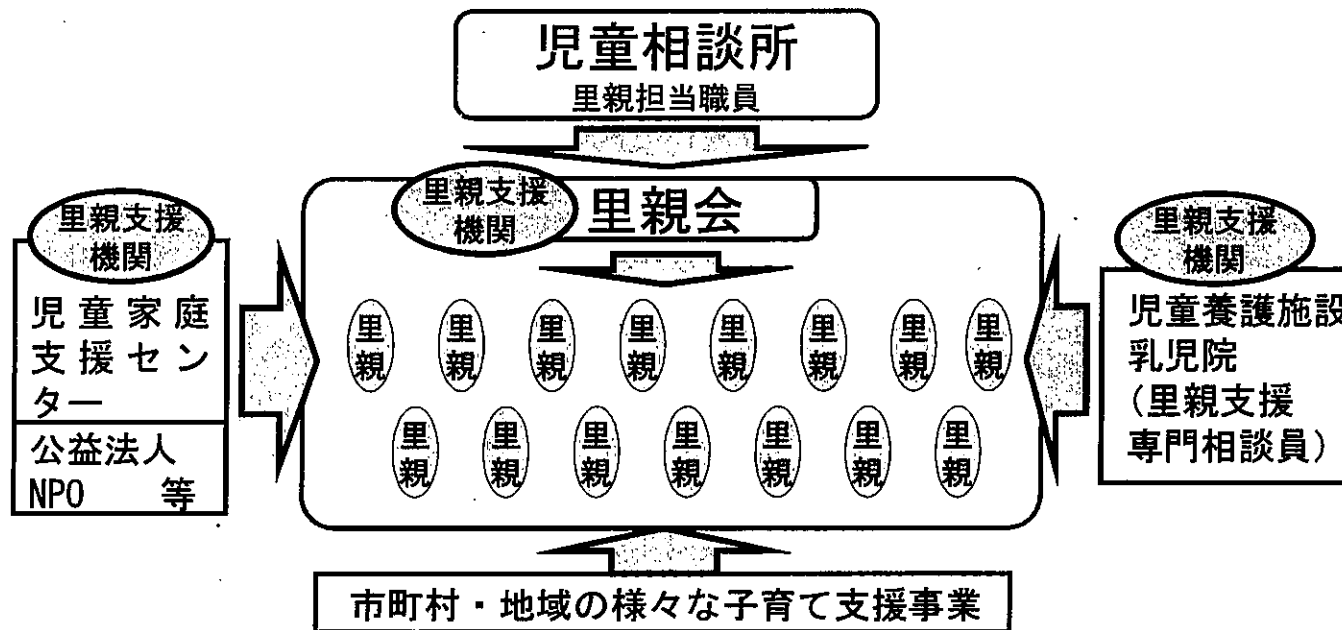
- ・ 委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・ 委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・ レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・ 児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・ 里親支援機関事業の里親委託等推進員（23年度：206児相中117か所）
- ・ 児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成24年度新規）
→ 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

里親委託の推進、里親支援と里親支援機関

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



里親支援機関事業	
実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能 	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

里親支援機関と児童相談所の役割について

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が 直接行う必要がある業務

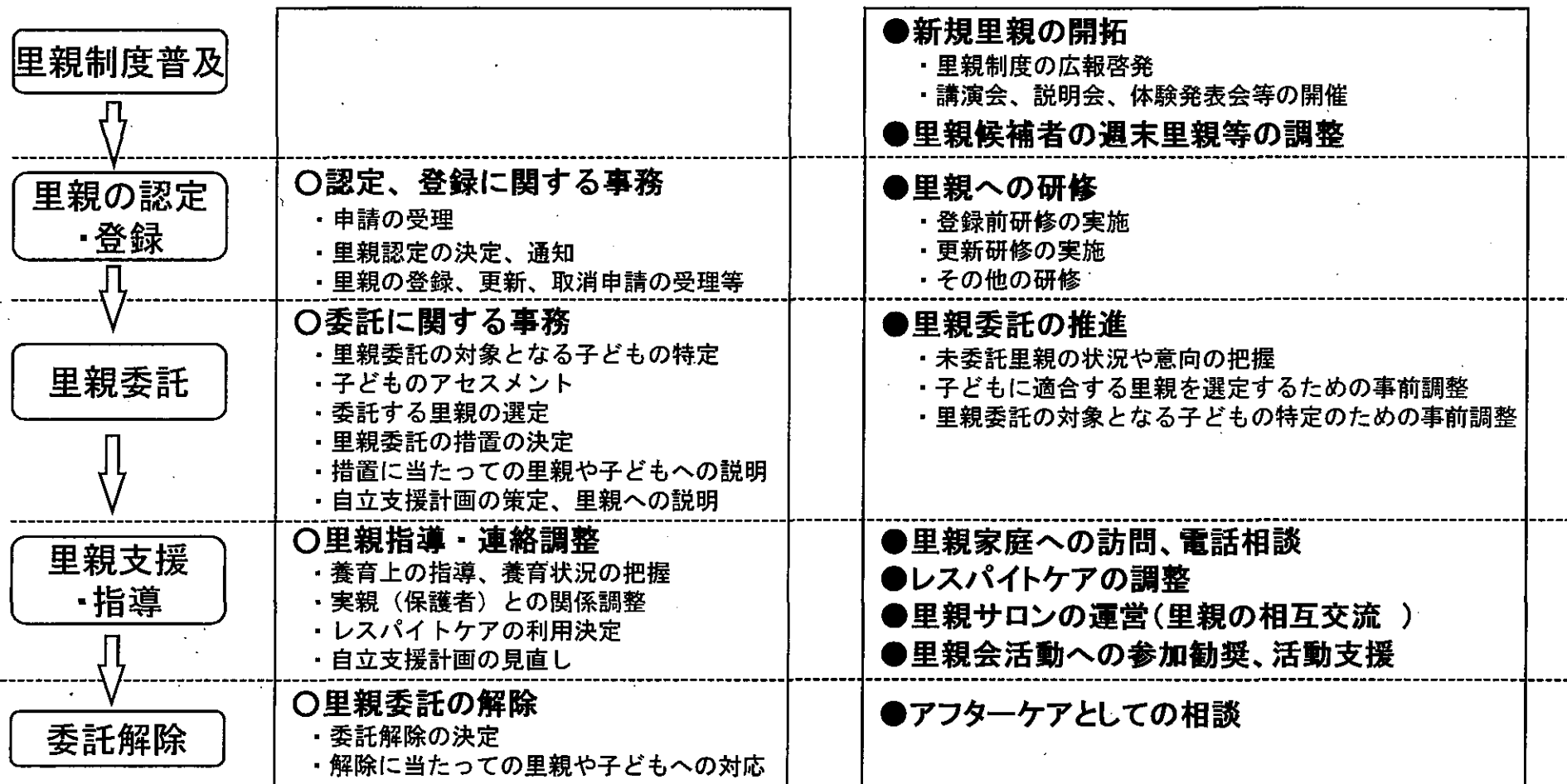
- ・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となるで行う。

里親支援機関に委託可能な業務

- ・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託して積極的に推進する。

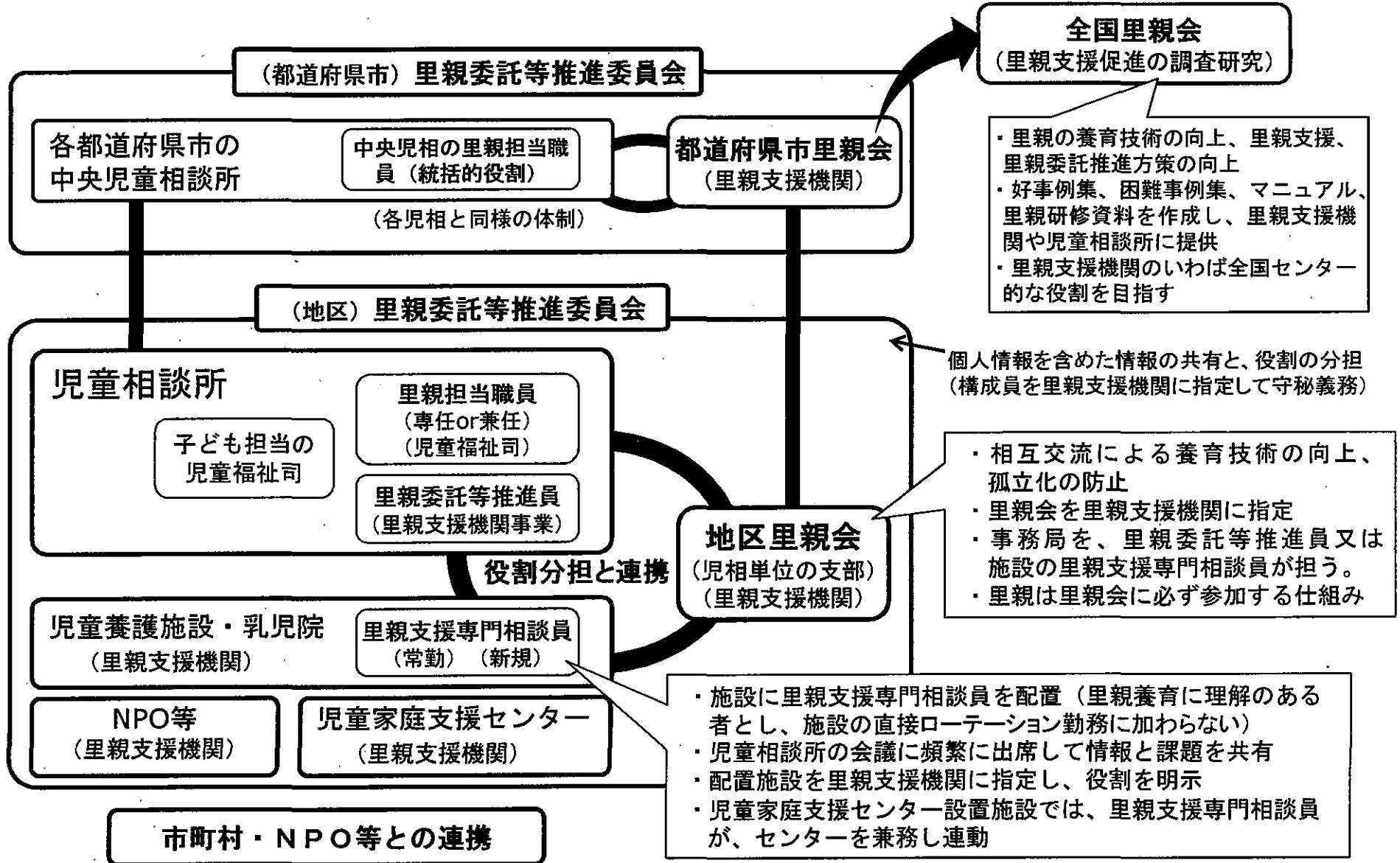
※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携

※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる



里親支援の体制整備のイメージ

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成23年9月現在：家庭福祉課調べ）

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児相数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全 国	206	340	52	288	107	24	83	87	3	6	11	
1 北海道	8	8	8		8	8					8	
2 青森県	6	8		8	1		1	1				
3 岩手県	3	3		3	1		1	1				
4 宮城県	3	2		2	2		2	2				
5 秋田県	3	4	1	3								
6 山形県	2	2		2	1	1				1		
7 福島県	4	4		4	4		4	4				
8 茨城県	3	3		3	1		1	1				
9 栃木県	3	3		3	3		3	3				
10 群馬県	3	4		4	3	3		3				
11 埼玉県	6	11		11	6		6	6				
12 千葉県	6	12	6	6	1		1			1		
13 東京都	11	9	9		3	3			3			
14 神奈川県	5	5		5	5		5	5				
15 新潟県	5	19		19								
16 富山県	2	2		2	2		2			2		
17 石川県	2	3		3	2		2	2				
18 福井県	2	2		2								
19 山梨県	2	2		2	1		1	1				
20 長野県	5	9		9								
21 岐阜県	5	6	1	5	1		1	1				
22 静岡県	7	7		7	3		3	3				
23 愛知県	10	24		24	2		2	2				
24 三重県	6	14		14	1		1	1				
25 滋賀県	2	2		2	1		1	1				
26 京都府	3	3		3								
27 大阪府	6	8	1	7	5		5	5				
28 兵庫県	6	6	1	5								
29 奈良県	2	3		3	1		1	1				
30 和歌山県	2	3		3	1		1	1				
31 鳥取県	3	4		4	1	1		1				
32 島根県	4	8		8								

				児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
				児相数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
					うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置	
33	岡山県	3	3		3	2		2	2					
34	広島県	3	3	1	2	3	2	1	3					
35	山口県	5	5		5	1		1	1					
36	徳島県	3	4		4	1	1					1		
37	香川県	2	3	1	2	1	1		1					
38	愛媛県	3	3		3									
39	高知県	2	6	1	5									
40	福岡県	6	6		6	4		4	4					
41	佐賀県	1	2	1	1	1		1	1					
42	長崎県	2	2		2	2		2	2					
43	熊本県	2	2		2	1		1	1					
44	大分県	2	2	1	1	2		2	2					
45	宮崎県	3	18		18									
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1					
47	沖縄県	2	2	2		2	2		2					
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1					
49	仙台市	1	1		1	1		1	1					
50	さいたま市	1	5		5	1		1	1					
51	千葉市	1	1		1									
52	横浜市	4	8	4	4	4		4	4					
53	川崎市	3	3	1	2	1		1	1					
54	相模原市	1	2	1	1	1		1	1					
55	新潟市	1	2		2									
56	静岡市	1	1		1	1		1	1					
57	浜松市	1	3		3	1		1	1					
58	名古屋市	2	6		6	2		2	2					
59	京都市	1	2		2	2		2					2	
60	大阪市	1	6	6		1		1	1					
61	堺市	1	2	1	1	1		1				1		
62	神戸市	1	5		5	1	1		1					
63	岡山市	1	1		1	1		1	1					
64	広島市	1	1	1		1		1	1					
65	北九州市	1	1	1										
66	福岡市	1	2	2		2		2	2					
67	横須賀市	1	1		1	1		1	1					
68	金沢市	1	2		2	1	1						1	
69	熊本市	1	1		1	2		2	2					

里親支援機関事業の実施状況（平成23年度）

事業種別			直営	委託						
					里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
	68自治体	専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		60自治体	相互交流	31	37	23	5	1	2	0
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ（平成23年4月）

里親等委託率について

(1) 里親等委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成23年3月末には12.0%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料) 福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成22年度末で113か所、委託児童497人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分の速報値を加えた数値。

里親等委託率

(2) 都道府県別の里親等委託率の差

①47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

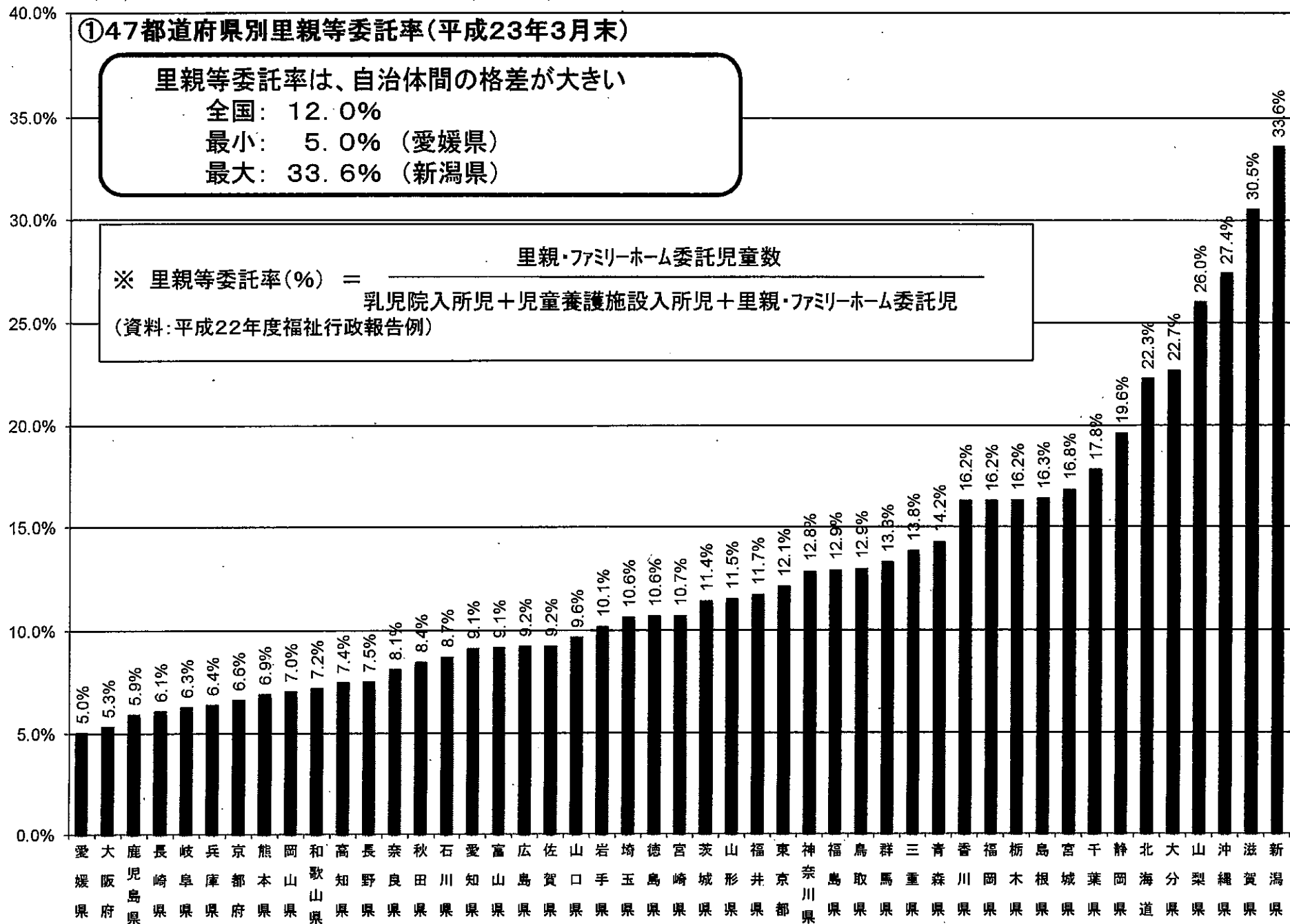
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 12.0%

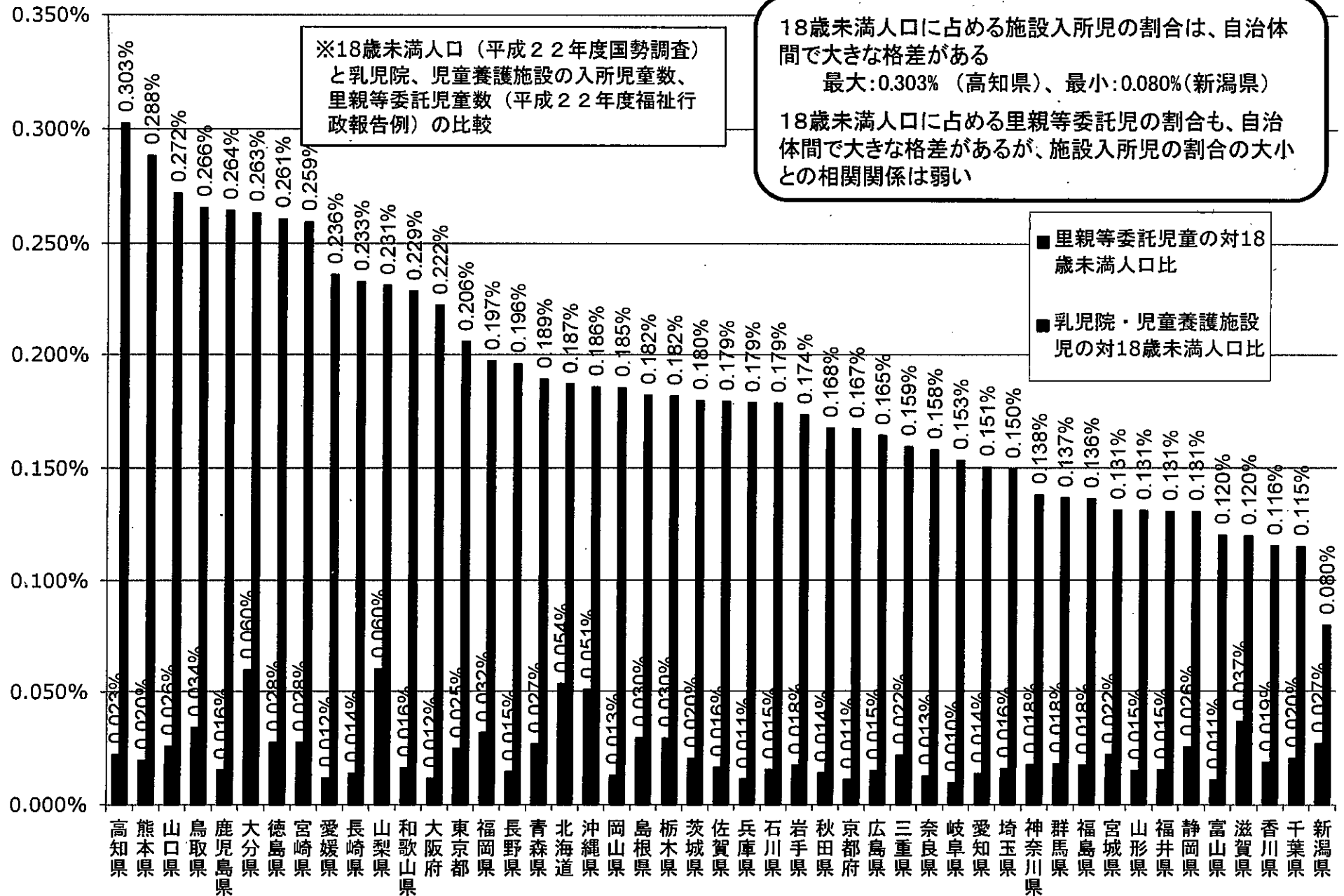
最小： 5.0% (愛媛県)

最大： 33.6% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 (資料：平成22年度福祉行政報告例)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



里親等委託率(自治体別)

		乳児院入所児童 (A)	児童養護施設 入所児童(B)	里親等委託児童(C)[(D)+(E)]			里親等委託率 (C)/(A)+(B)+(C)
				里親委託児童 (D)	ファミリーホーム 委託児童(E)		
1	北海道	22	921	322	290	32	25.5%
2	青森県	27	323	58	52	6	14.2%
3	岩手県	28	300	37	37	-	10.1%
4	宮城県	42	200	55	43	12	18.5%
5	秋田県	22	217	22	22	-	8.4%
6	山形県	13	203	28	17	11	11.5%
7	福島県	20	386	60	60	-	12.9%
8	茨城県	61	718	100	82	18	11.4%
9	栃木県	74	426	97	91	6	16.2%
10	群馬県	38	361	61	44	17	13.3%
11	埼玉県	132	1,132	142	139	3	10.1%
12	千葉県	59	727	178	163	15	18.5%
13	東京都	418	2,797	442	395	47	12.1%
14	神奈川県	52	564	63	63	-	9.3%
15	新潟県	17	95	71	71	-	38.8%
16	富山県	21	168	19	13	6	9.1%
17	石川県	11	152	19	19	-	10.4%
18	福井県	14	145	21	21	-	11.7%
19	山梨県	22	223	86	76	10	26.0%
20	長野県	48	607	53	53	-	7.5%
21	岐阜県	33	475	34	34	-	6.3%
22	静岡県	50	390	111	93	18	20.1%
23	愛知県	91	940	146	129	17	12.4%
24	三重県	30	395	68	68	-	13.8%
25	滋賀県	34	178	93	71	22	30.5%
26	京都府	33	229	20	20	-	7.1%
27	大阪府	112	1,322	58	55	3	3.9%
28	兵庫県	85	991	82	82	-	7.1%
29	奈良県	31	299	29	29	-	8.1%
30	和歌山県	30	306	26	26	-	7.2%
31	鳥取県	32	190	33	33	-	12.9%
32	島根県	21	153	34	34	-	16.3%
33	岡山県	28	304	21	16	5	5.9%
34	広島県	26	370	43	37	6	9.8%
35	山口県	32	522	59	56	3	9.6%
36	徳島県	29	248	33	27	6	10.6%
37	香川県	16	139	30	25	5	16.2%
38	愛媛県	44	467	27	21	6	5.0%
39	高知県	25	298	26	21	5	7.4%
40	福岡県	68	598	111	102	9	14.3%
41	佐賀県	17	230	25	25	-	9.2%
42	長崎県	31	494	34	30	4	6.1%
43	熊本県	34	442	31	31	-	6.1%
44	大分県	15	374	114	90	24	22.7%
45	宮崎県	32	421	54	54	-	10.7%
46	鹿児島県	46	672	45	42	3	5.9%
47	沖縄県	21	382	152	108	44	27.4%
48	札幌市	30	546	113	99	14	16.4%
49	仙台市	26	144	28	28	-	14.1%
50	さいたま市	25	264	42	42	-	12.7%
51	千葉市	17	114	20	20	-	13.2%
52	横浜市	70	523	77	45	32	11.5%
53	川崎市	23	231	77	58	19	23.3%
54	相模原市	10	124	20	20	-	13.0%
55	新潟市	12	74	29	27	2	25.2%
56	静岡市	8	94	33	33	-	24.4%
57	浜松市	8	104	15	15	-	11.8%
58	名古屋市	104	615	29	29	-	3.9%
59	京都市	26	347	25	25	-	6.3%
60	大阪市	181	1,045	96	79	17	7.3%
61	堺市	21	282	12	11	1	3.8%
62	神戸市	60	406	23	23	-	4.7%
63	岡山市	16	207	21	14	7	8.6%
64	広島市	17	289	28	28	-	8.4%
65	北九州市	29	360	50	40	10	11.4%
66	福岡市	46	273	105	78	27	24.8%
67	横須賀市	4	121	16	11	5	11.3%
68	金沢市	15	138	11	11	-	6.7%
69	熊本市	28	319	30	30	-	8.0%
	合計	2,963	29,114	4,373	3,876	497	12.0%

【平成22年度福祉行政報告例】

里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

○最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

過去10年間の都道府県別里親等委託率の推移 (単位：%)

年度 都道府県	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1 北海道	15.7	17.1	17.3	17.1	17.5	17.8	19.5	18.8	20.8	22.3
2 青森県	7.8	10.7	10.3	11.0	10.7	11.3	10.4	11.8	13.0	14.2
3 岩手県	7.3	5.9	9.1	10.4	9.8	10.7	11.2	12.2	11.9	10.1
4 宮城県	7.2	9.9	10.0	9.5	12.5	12.7	12.1	13.9	15.2	16.8
5 秋田県	6.4	8.9	9.5	12.5	12.4	10.9	10.3	10.3	8.1	8.4
6 山形県	4.2	5.2	5.1	6.1	6.9	6.8	6.7	5.1	10.0	11.5
7 福島県	6.8	8.5	8.0	8.7	9.3	9.8	9.9	10.8	11.2	12.9
8 茨城県	6.8	8.5	8.9	10.3	11.9	10.3	10.8	11.9	10.8	11.4
9 栃木県	9.7	9.2	9.2	7.9	10.3	11.6	13.5	15.1	16.0	16.2
10 群馬県	9.4	10.6	10.0	10.9	12.7	13.3	14.0	13.5	13.8	13.2
11 埼玉県	10.9	11.1	10.5	10.1	9.0	8.5	7.6	8.2	9.0	10.6
12 千葉県	10.5	11.2	13.1	13.9	13.9	14.1	15.4	16.9	16.7	17.8
13 東京都	6.7	8.7	9.5	9.7	10.5	10.4	11.0	11.1	11.6	12.1
14 神奈川県	10.7	13.7	14.5	14.1	14.0	14.1	14.4	14.4	12.4	12.8
15 新潟県	16.9	22.8	25.2	26.4	29.4	28.9	29.8	33.7	32.5	33.6
16 富山県	4.7	6.2	6.6	7.3	6.5	5.6	7.4	7.8	8.1	9.1
17 石川県	2.0	1.3	1.4	2.1	2.5	1.4	3.4	4.0	6.2	8.7
18 福井県	3.8	3.5	3.3	4.7	5.1	5.3	4.7	4.4	7.5	11.7
19 山梨県	4.7	9.3	16.9	17.8	19.9	20.5	20.7	23.1	23.2	26.0
20 長野県	1.7	1.5	1.4	3.3	4.7	5.4	5.4	6.6	6.6	7.5
21 岐阜県	3.7	5.1	5.0	4.3	5.6	5.8	6.7	7.0	6.5	6.3
22 静岡県	10.1	10.0	9.5	10.6	10.6	12.4	14.3	17.8	18.9	19.6
23 愛知県	5.2	6.3	7.5	7.4	9.0	9.3	8.9	8.7	9.3	9.1
24 三重県	5.0	5.7	7.4	10.8	13.1	13.2	14.9	16.0	15.3	13.8

年度 都道府県	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
25 滋賀県	11.7	16.2	19.5	20.3	25.0	23.2	26.1	28.5	28.2	30.5
26 京都府	2.9	3.5	4.3	3.9	4.0	5.0	5.1	5.3	4.9	6.6
27 大阪府	2.5	4.2	4.2	4.8	4.7	4.7	4.9	5.6	5.6	5.3
28 兵庫県	3.6	4.0	5.0	5.3	6.2	6.1	6.4	6.3	6.0	6.4
29 奈良県	0.5	1.0	2.2	3.4	4.4	4.3	5.3	7.6	7.0	8.1
30 和歌山県	3.0	3.7	4.9	4.3	2.8	3.2	5.4	8.1	7.3	7.2
31 鳥取県	5.0	6.0	5.8	10.2	11.5	11.8	14.4	14.3	14.0	12.9
32 島根県	12.6	12.1	12.7	12.8	14.5	16.3	14.4	15.6	16.5	16.3
33 岡山県	4.2	5.1	6.8	5.5	6.2	5.4	5.1	5.3	5.8	7.0
34 広島県	3.3	3.9	4.6	4.6	6.2	6.0	6.0	6.0	7.4	9.2
35 山口県	3.8	3.8	4.4	5.7	7.4	8.1	9.0	8.2	8.3	9.6
36 徳島県	4.4	3.3	3.2	4.7	5.6	9.0	7.9	8.0	10.0	10.6
37 香川県	2.9	6.4	6.5	6.5	11.1	15.7	11.7	13.6	14.6	16.2
38 愛媛県	0.4	1.2	1.8	1.6	1.5	1.5	1.9	3.5	4.6	5.0
39 高知県	2.7	3.4	4.1	3.0	3.8	2.9	3.9	3.2	4.9	7.4
40 福岡県	2.5	3.2	4.7	5.2	6.6	8.4	9.7	10.8	13.7	16.2
41 佐賀県	0.4	0.4	0.4	1.2	3.0	3.9	3.8	5.6	8.2	9.2
42 長崎県	1.6	2.0	1.8	2.3	2.5	2.8	2.7	3.9	4.9	6.1
43 熊本県	3.2	4.4	5.2	5.0	4.3	4.3	4.7	5.9	5.6	6.9
44 大分県	1.2	1.2	4.9	7.4	8.9	10.9	13.3	14.9	17.6	22.7
45 宮崎県	9.6	12.1	12.8	12.3	11.2	11.1	10.7	10.9	10.4	10.7
46 鹿児島県	1.1	1.2	1.5	2.3	2.7	3.1	3.2	3.9	5.1	5.9
47 沖縄県	17.3	20.2	21.8	22.7	21.0	23.4	23.1	22.9	25.2	27.4
全国	6.2	7.4	8.1	8.5	9.1	9.4	10.0	10.5	11.1	12.0

(資料) 福祉行政報告例 (各年度3月末(平成13年度のみ3月1日)現在)

[注] 指定都市及び児童相談所設置市についてはその所在する都道府県の値に含めている。

新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成22年度）

（家庭福祉課 調べ）

○ 新生児・幼児期からの里親委託が重要。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用。
 里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、取組の推進が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	6	11	2	7	24	11
青森県	2	3	1	0	0	0
岩手県	5	8	3	0	1	0
宮城県	2	6	3	0	1	1
秋田県	2	4	3	0	0	0
山形県	2	9	1	0	0	0
福島県	5	6	3	1	3	7
茨城県	8	19	5	1	0	0
栃木県	8	11	5	0	2	2
群馬県	4	7	11	0	0	3
埼玉県	31	50	37	0	4	9
千葉県	12	25	6	0	6	14
東京都	70	172	122	0	0	13
神奈川県	2	8	12	0	5	4
新潟県	2	4	0	0	3	2
富山県	5	8	6	0	0	1
石川県	2	5	0	0	0	0
福井県	6	2	1	0	0	0
山梨県	0	1	1	0	3	8
長野県	5	16	5	1	1	2
岐阜県	5	9	0	1	0	2
静岡県	5	20	6	0	2	0
愛知県	10	18	25	9	5	2
三重県	5	17	5	0	0	0
滋賀県	2	5	5	0	0	3
京都府	0	1	3	0	1	0
大阪府	20	38	39	3	1	2
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	3	9	8	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	9	2	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	22	16	0	1	0
広島県	1	3	0	0	0	0
山口県	5	6	6	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	0	16	3	0	0	0
香川県	2	3	1	0	0	0
愛媛県	1	13	3	0	0	0
高知県	5	11	4	0	0	0
福岡県	14	28	19	0	1	1
佐賀県	5	4	3	0	0	0
長崎県	2	5	2	0	0	0
熊本県	1	8	3	0	0	3
大分県	5	16	5	5	10	4
宮崎県	4	12	4	0	0	0
鹿児島県	10	5	2	0	2	1
沖縄県	5	17	1	1	3	1
札幌市	8	14	3	7	5	6
仙台市	7	8	3	0	0	0
さいたま市	5	14	4	0	2	1
千葉市	1	5	1	0	0	1
横浜市	9	33	11	0	0	2
川崎市	3	11	13	0	0	2
相模原市	2	6	2	0	0	0
新潟市	0	1	0	1	2	0
静岡市	2	14	3	1	3	1
浜松市	5	0	2	1	3	1
名古屋市	10	20	15	1	1	3
京都市	6	8	10	0	1	0
大阪市	19	62	43	0	3	5
堺市	3	13	12	0	0	0
神戸市	6	3	4	0	0	0
岡山市	0	5	5	0	0	0
広島市	0	0	0	1	0	2
北九州市	3	12	9	0	0	1
福岡市	7	23	5	0	3	2
横須賀市	0	2	1	0	0	0
金沢市	4	2	3	0	0	0
熊本市	9	7	9	0	0	2
合計	408	944	560	41	105	127

乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成22年度）（単位：人、％）

（家庭福祉課調べ）

○ 乳児院からの措置変更先について、里親か、児童養護施設かを調査。里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先はできる限り里親とするよう、重点的な取組の推進が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	7	5	0	0.0%	2	100.0%	3
青森県	11	8	2	25.0%	6	75.0%	0
岩手県	17	8	4	50.0%	4	50.0%	0
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
秋田県	10	10	5	55.6%	4	44.4%	1
山形県	2	9	4	50.0%	4	50.0%	1
福島県	5	9	6	66.7%	3	33.3%	0
茨城県	22	25	4	16.0%	21	84.0%	0
栃木県	14	16	6	37.5%	10	62.5%	0
群馬県	7	13	5	38.5%	8	61.5%	0
埼玉県	79	83	25	30.5%	57	69.5%	1
千葉県	27	18	9	52.9%	8	47.1%	1
東京都	302	128	23	20.5%	89	79.5%	16
神奈川県	26	33	7	22.6%	24	77.4%	2
新潟県	3	6	3	60.0%	2	40.0%	1
富山県	11	3	2	66.7%	1	33.3%	0
石川県	8	2	1	50.0%	1	50.0%	0
福井県	10	4	2	50.0%	2	50.0%	0
山梨県	0	8	2	25.0%	6	75.0%	0
長野県	12	28	4	20.0%	16	80.0%	8
岐阜県	8	10	0	0.0%	10	100.0%	0
静岡県	13	16	5	33.3%	10	66.7%	1
愛知県	46	40	11	30.6%	25	69.4%	4
三重県	16	10	0	0.0%	10	100.0%	0
滋賀県	8	6	1	16.7%	5	83.3%	0
京都府	9	10	2	20.0%	8	80.0%	0
大阪府	78	42	1	2.4%	40	97.6%	1
兵庫県	22	38	4	10.8%	33	89.2%	1
奈良県	12	14	0	0.0%	13	100.0%	1
和歌山県	11	1	1	100.0%	0	0.0%	0
鳥取県	6	9	1	12.5%	7	87.5%	1
島根県	39	8	0	0.0%	7	100.0%	1
岡山県	14	11	2	20.0%	8	80.0%	1
広島県	5	8	1	16.7%	5	83.3%	2
山口県	6	12	2	16.7%	10	83.3%	0

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	6	9	1	11.1%	8	88.9%	0
香川県	9	3	0	0.0%	2	100.0%	1
愛媛県	15	11	0	0.0%	11	100.0%	0
高知県	17	8	0	0.0%	8	100.0%	0
福岡県	23	23	4	21.1%	15	78.9%	4
佐賀県	4	9	3	37.5%	5	62.5%	1
長崎県	5	11	1	10.0%	9	90.0%	1
熊本県	3	5	2	66.7%	1	33.3%	2
大分県	12	12	4	33.3%	8	66.7%	0
宮崎県	4	7	1	14.3%	6	85.7%	0
鹿児島県	4	18	4	23.5%	13	76.5%	1
沖縄県	8	9	2	25.0%	6	75.0%	1
札幌市	10	19	11	57.9%	8	42.1%	0
仙台市	27	29	4	14.8%	23	85.2%	2
さいたま市	5	4	2	50.0%	2	50.0%	0
千葉市	4	6	1	25.0%	3	75.0%	2
横浜市	31	28	6	24.0%	19	76.0%	3
川崎市	24	9	1	11.1%	8	88.9%	0
相模原市	0	0	0	-	0	-	0
新潟市	0	0	0	-	0	-	0
静岡市	4	6	2	33.3%	4	66.7%	0
浜松市	5	9	1	20.0%	4	80.0%	4
名古屋市	22	22	4	23.5%	13	76.5%	5
京都市	12	17	0	0.0%	15	100.0%	2
大阪市	95	38	3	8.1%	34	91.9%	1
堺市	0	0	0	-	0	-	0
神戸市	16	12	6	50.0%	6	50.0%	0
岡山市	3	9	1	12.5%	7	87.5%	1
広島市	8	15	1	7.7%	12	92.3%	2
北九州市	10	14	2	18.2%	9	81.8%	3
福岡市	29	16	6	40.0%	9	60.0%	1
横須賀市	0	0	0	-	0	-	0
金沢市	4	2	0	0.0%	2	100.0%	0
熊本市	17	21	4	25.0%	12	75.0%	5
合計	1,302	1,052	222	23.1%	741	76.9%	89

措置延長、措置継続等の積極的な実施

- 児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要。
- 社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。



このため、次のような取組が必要。

- ・措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方
- ・自立生活能力がないまま措置解除することのないよう18歳以降の措置延長の積極的な活用
- ・中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施

1. 措置延長の積極的活用

児童福祉法第31条により、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができる。

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

2. 中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続

中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断する。

3. 再措置

措置を解除し就職後、離職し、自立するに至っていない児童や、措置を解除し家庭復帰後、再度家庭環境が悪化した児童等について、再び養護に欠ける状態にある場合には、児童相談所の児童福祉司や施設職員による訪問指導の充実により、養護に欠ける状態の解消を図るとともに、必要な場合には、児童養護施設等への入所や里親等への委託の再措置を行う。

4. 児童養護施設から大学等に進学する児童等への配慮

児童養護施設から大学等へ進学する児童等について、生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合、満20歳に達するまでの間、法第31条を適用し保護期間を延長できる。しかし、児童の状況等により当該規定を適用しない場合や満20歳に達したことで措置解除となった場合で、家庭復帰等が難しい場合には、その学業が終了するまでの間、引き続き児童養護施設から通学させることは差し支えない。

5. その他

児童養護施設等は、年齢の高い児童を含め、様々な困難を抱えている児童等の積極的受け入れ、自立支援を行うことが必要。

社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			7,669世帯	2,971世帯	3,876人		ホーム数	145か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人		委託児童数	497人
		専門里親	572世帯	155世帯	172人			
		養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人			
親族里親		367世帯	359世帯	532人				

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,778人	34,522人	1,664人	4,024人	5,404世帯	504人
現員	2,963人	29,114人	1,178人	1,548人	3,850世帯 児童6,015人	310人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

※定員、現員、里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)

(うち福島県分については家庭福祉課調べ)

※施設数、ホーム数、小規模グループケア等のか所数は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員等は、家庭福祉課調べ(平成23年3月1日現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	650か所
地域小規模児童養護施設	221か所

社会的養護の平成24年度予算事項

(1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

○社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年（児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年）に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。（改善内容は別紙）

(2) 施設における家庭的養護の推進

○施設の小規模化の推進： 施設のの小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する。

- ・小規模グループケア（713か所→743か所） ※23年10月実績650か所
- ・地域小規模児童養護施設（210か所→240か所）
- ・全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置（160か所→743か所）

○グループホーム等の賃貸料の算定： 施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合には、建物の賃借料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定する。

(3) 里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置： 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。

○ファミリーホームの賃借料の算定： 里親委託を推進するため、賃貸物件を活用し実施する場合には、建物の賃借料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定。

○里親支援機関事業の推進： 里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○調査研究事業の実施： 里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取り組みの向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関事業を対象に調査・研究を行う。

(4) 被虐待児等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大：虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 乳児院の被虐待児個別対応職員の全施設化：虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院の被虐待児個別対応職員を全施設に配置。
- 一時保護の充実：里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費(日額2,360円)を支給。
- 児童家庭支援センターの推進：相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進とともに、心理療法担当職員の配置を推進
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大：
民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設での勤務経験を追加する。看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できるようにする。
- 児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等(通所部)利用
児童養護施設の入所児童について、必要な場合に、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部の利用を可能とする。

(5) 要保護児童の自立支援の充実

- 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善：
児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費を改善(216,510円→268,510円)。
- 自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善：
児童養護施設等や里親等の措置児童の自立支援のため、就職や進学に役立つ資格取得等の経費を支給(55,000円)。
- 母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設：
母子生活支援施設の入所児童に対し、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に進学した場合の入進学等支度金等を支給(小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円)。
- 自立援助ホームの設置推進等：自立援助ホームの設置推進(93か所→115か所)を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

(6) 施設運営の質の向上

- 第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定：施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定(1回30万円を限度)する。

人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準（従うべき基準）の改正は平成25年4月までに施行予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年